

横浜市資産指令第1038号
令和2年10月1日

許可番号 第05620001974号

産業廃棄物処分業許可証

住所 神奈川県横浜市金沢区幸浦二丁目4番6

氏名 アーバントラスト 有限会社
代表取締役 森谷 行秀 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

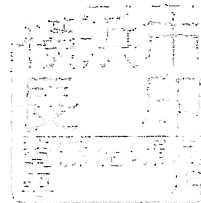
横浜市長 林 文子

許可の年月日

令和2年10月1日

許可の有効年月日

令和7年9月30日



1. 事業の範囲

中間処理

- （1）破碎：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 以上8種類
- （2）好気性分解：動植物性残さ 以上1種類
- （3）圧縮：廃プラスチック類（軟質又は破碎された硬質のものに限る）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 以上7種類
- （4）熔融：廃プラスチック類（発泡スチロールに限る） 以上1種類（上記物は、いずれも特別管理産業廃棄物であるものを除く）

2. 事業の用に供するすべての施設

事業の用に供する施設の所在地

神奈川県横浜市金沢区幸浦二丁目3番6

処理施設の概要

- （1）破碎1施設 1基（7.16 t/日）
設置年月日：平成12年9月29日 許可年月日：平成13年2月1日
許可番号：810016
産業廃棄物の種類：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 以上8種類
- （2）好気性分解 2基（0.5 t/日×2）
設置年月日：平成13年12月1日
産業廃棄物の種類：動植物性残さ 以上1種類

事業の用に供する施設の所在地

神奈川県横浜市金沢区幸浦二丁目4番6 A棟

処理施設の概要

- （1）圧縮1施設 1基（188 t/日）
設置年月日：平成17年2月1日
産業廃棄物の種類：廃プラスチック類（軟質又は破碎された硬質のものに限る）、紙くず、木

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、横浜市長を被告として訴訟を提起することもできます。

くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 以上7種類

(2) 溶融施設 1基 (0.54 t/日)

設置年月日：平成17年 2月 1日

産業廃棄物の種類：廃プラスチック類（発泡スチロールに限る） 以上1種類

事業の用に供する施設の所在地

神奈川県横浜市金沢区幸浦二丁目4番6 B棟

処理施設の概要

(1) 破砕2施設 1基 (4.77 t/日)

設置年月日：平成16年 2月 1日

産業廃棄物の種類：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 以上8種類

事業の用に供する施設の所在地

神奈川県横浜市金沢区幸浦二丁目5番8

処理施設の概要

(1) 圧縮2施設 1基 (4,605.6 t/日)

設置年月日：平成28年 3月 3日

産業廃棄物の種類：廃プラスチック類（軟質又は破砕された硬質のものに限る）、紙くず、繊維くず、金属くず 以上4種類

(2) 圧縮3施設 1基 (18 t/日)

設置年月日：平成28年 3月 3日

産業廃棄物の種類：金属くず 以上1種類

(3) 破砕3施設 1基 (24.72 t/日)

設置年月日：平成28年 3月 3日

産業廃棄物の種類：ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 以上1種類

3. 許可の条件

(1) 神奈川県横浜市金沢区幸浦二丁目3番6における中間処理（破砕1）に伴う保管量は、76.9m³以内とする。

(2) 神奈川県横浜市金沢区幸浦二丁目3番6における中間処理（好機性分解）に伴う保管量は、5.35m³以内とする。

(3) 神奈川県横浜市金沢区幸浦二丁目4番6のA棟における中間処理（圧縮1、溶融）に伴う保管量は、228.13m³以内とする。

(4) 神奈川県横浜市金沢区幸浦二丁目4番6のB棟における中間処理（破砕2）に伴う保管量は、139.64m³とする。

(5) 神奈川県横浜市金沢区幸浦二丁目5番8における中間処理（圧縮2、圧縮3、破砕3）に伴う保管量は、218.17m³以内とする。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成12年10月 1日 新規許可

令和 2年10月 1日 更新許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無